

秋田市下水道管路維持管理包括業務委託

実施要領

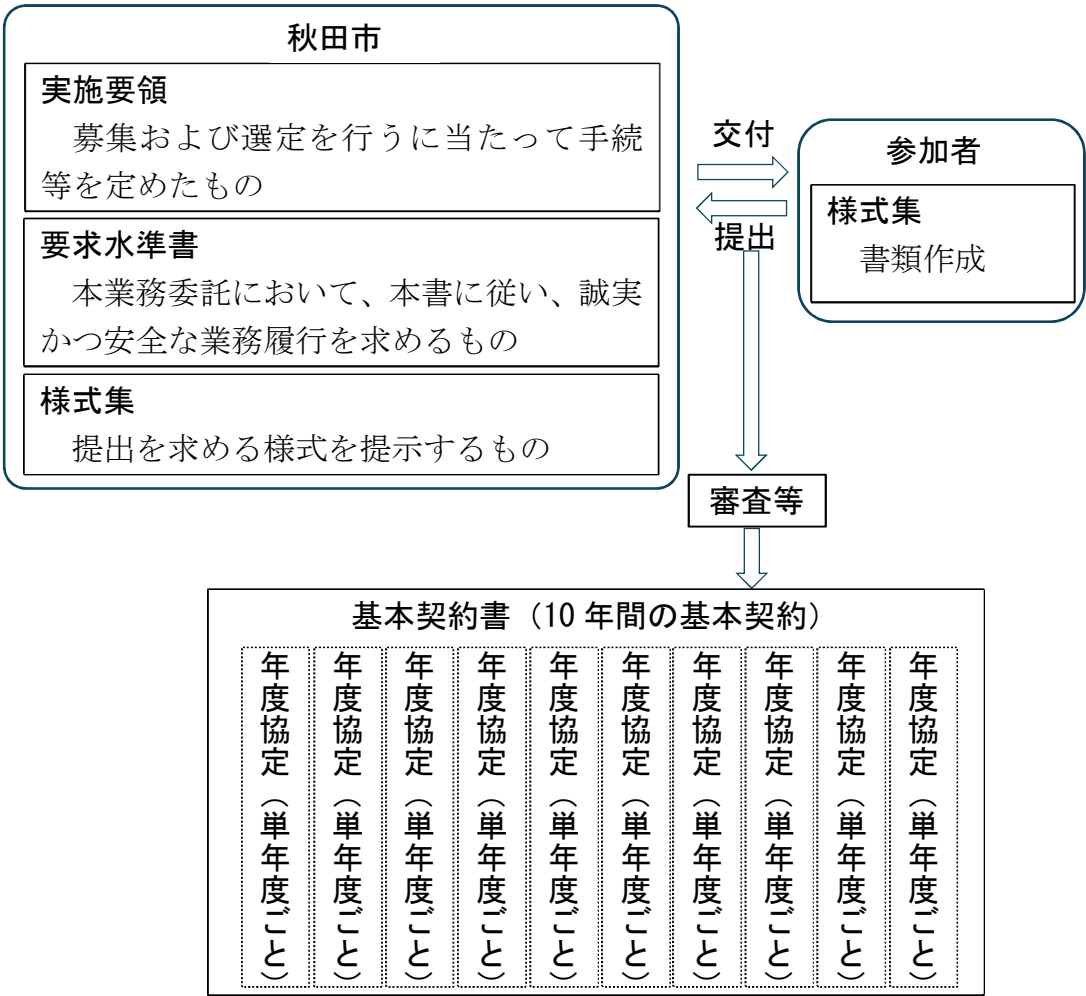
令和8年8月

秋田市上下水道局

この実施要領（以下「本実施要領」という。）は、秋田市上下水道局（以下「局」という。）が実施する秋田市下水道管路維持管理包括業務委託（以下「本業務」という。）を受託する民間事業者の募集および選定を局が行うに当たっての手續等を定めたものであり、本業務に係る公募型プロポーザル方式参加希望者（以下「参加者」という。）に交付するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである（これらの書類を総称して、以下「実施要領等」という。）。なお、実施要領等の関係性は、図－１のとおり。

- (1) 要求水準書
- (2) 様式集
- (3) 基本契約書・年度協定（案）

参加者は、実施要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。



図－１ 実施要領等の関係性

目 次

1	業務概要.....	1
(1)	本業務の概要.....	1
(2)	履行期間等.....	2
(3)	業務規模.....	2
(4)	受託者の選定方法.....	2
2	参加に関する条件等.....	3
(1)	参加する者の構成.....	3
(2)	参加する者に必要な要件に関する事項.....	3
3	募集および選定等のスケジュール.....	7
(1)	参加者の募集および選定のスケジュール.....	7
(2)	情報の提供.....	7
4	参加資格等に関する質問の受付.....	8
(1)	質問内容の範囲および受付期間.....	8
(2)	提出方法.....	8
(3)	質問の回答.....	8
5	第1次審査（共同企業体参加資格の審査）.....	9
(1)	受付期間.....	9
(2)	提出方法.....	9
(3)	提出書類.....	9
(4)	第1次審査結果の通知.....	9
6	第2次審査（提案書類の審査）.....	10
(1)	受付期間.....	10
(2)	提出方法.....	10
(3)	提出書類.....	10
(4)	業務提案のプレゼンテーション.....	10
7	受託候補者の決定について.....	11
(1)	受託候補者の決定等.....	11
(2)	参加者がいない場合の取扱い.....	11
(3)	参加者が1者であった場合の取扱い.....	11
(4)	応募無効に関する事項.....	11
8	選考結果の通知等.....	12
(1)	選考結果の通知および公表方法.....	12
(2)	選考結果に関する説明の請求.....	12
9	契約手続.....	12
10	その他.....	13
(1)	本業務の応募に伴う費用負担.....	13
(2)	使用言語、単位等.....	13
(3)	書類の取扱い.....	13
(4)	応募の辞退.....	13
(5)	問合せおよび各書類の提出先.....	14
別紙1	本業務の契約上限額内訳.....	16

別紙 2	配置技術者の資格要件.....	17
別紙 3	業務実施体制図（例）.....	25
別紙 4	企画・技術提案評価項目および基準.....	26

用語の定義

本実施要領における用語の定義は、以下に定めるところによる。

用語	定義
委託者	秋田市上下水道事業管理者をいう。
受託者	委託者と契約により本業務又は関連する業務を受注した事業者をいう。
共同企業体	複数の企業により構成される企業グループをいう。
構成員	共同企業体を構成する企業をいう。
代表企業	共同企業体を代表する者で、本業務のプロポーザル参加資格の申請、手続を行う企業をいう。
P P P 代理人	本業務の契約について委託者と協議を行うほか、委託者から支払われた報酬を構成員へ分配する者をいう。
協力企業	受託者から業務の一部を受託する企業をいう。
指名停止	秋田市業務委託等指名停止措置要綱に基づく指名停止をいう。
提案書類	実施要領等に基づいて作成する業務提案書、業務実績調書、参考見積書等の書類をいう。
選定委員会	受託候補者を選定するために局が設置し、参加資格および提案書類の審査を行う委員会をいう。
受託候補者	局と契約の締結を予定する者として、選定委員会が選定したものをいう。
統括責任者	委託者との連絡窓口となり、本業務を統括的に管理、運営するほか、本業務に限り一切の権限を行使する者をいう。
業務責任者	個別の業務区分ごとに、当該業務の計画、実施、進捗管理、品質および安全の確保ならびに委託者への報告について責任を負う者をいう。
管理技術者	コンサルタント業務に係る個別の業務区分ごとに、当該業務の計画、設計、実施、進捗管理、品質および安全の確保ならびに委託者への報告について責任を負う者をいう。
照査技術者	管理技術者が実施した計画、設計、点検・調査結果、報告書その他の成果品について、技術的妥当性、整合性および

用語	定義
	誤記・漏れの有無等を第三者的立場から確認・照査し、その結果に責任を負う者をいう。
主任技術者	修繕業務（計画的修繕業務、緊急修繕（小破修繕））の計画、実施、進捗管理、品質および安全の確保ならびに委託者への報告について責任を負うほか、現場で管理する者をいう。
専任	本業務内における責任者の兼務を不可とすることをいう。ただし、秋田市が発注する他業務との兼務は妨げない。
配置	受託者が本業務を遂行するために、必要な資格・経験を有する職員を、当該業務の担当者として任命し、当該職務を遂行させることをいう。

1 業務概要

(1) 本業務の概要

ア 業務名

秋田市下水道管路維持管理包括業務委託

イ 業務対象区域と業務対象施設

本業務の対象区域は秋田市全域とし、対象施設は下水道管路施設（管きょ、マンホール、マンホール蓋、汚水枳、雨水浸透枳、取付管、排水樋門樋管等）を対象とする。業務対象施設の詳細については、要求水準書に示す。

ウ 業務目的

本業務は、局が所管する下水道施設の維持管理に関する各種業務について、受託者の創意工夫を促し、効率的な維持管理が実現できるよう、10年契約で包括的に委託するものであり、局と受託者との協同作業により、施設運用の技術力を築き上げ、下水道施設の機能維持・予防保全型維持管理の効率化およびサービスレベルの向上を図ることを目的とする。

エ 業務内容

本業務に含まれる各業務は次のとおりである。業務内容の詳細については、要求水準書に示す。

(ア) 維持管理業務

- a 点検業務（マンホール等）
- b 点検業務（排水樋門樋管）
- c 調査業務
- d 管きょ維持管理業務
- e 草刈業務

(イ) 修繕業務

- a 緊急修繕（小破修繕）業務
- b 計画的修繕業務

(ウ) 問題解決業務

- a 雨天時放流水質調査業務

(エ) 住民対応業務

- a 通報初動対応業務
- b 非常時緊急対応業務

(オ) 計画業務

- a スtockマネジメント計画見直し業務

(カ) 設計業務

- a 詳細設計業務

(キ) 統括管理業務

a 一元管理業務

b データ管理業務

(2) 履行期間等

本業務の事業期間は、契約締結日の翌日から令和 19 年 3 月 31 日（火）までとする。

業務項目と実施スケジュールは、表―1 のとおり予定している。

表―1 業務項目と実施スケジュール

業務項目	実施スケジュール
契約締結日	令和 9 年 3 月頃
事業期間	契約締結日の翌日から令和 19 年 3 月 31 日（火）まで
業務準備期間	契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
履行期間	令和 9 年 4 月 1 日（木）から令和 19 年 3 月 31 日（火）まで
業務移行期間	令和 19 年 1 月 1 日（木）から令和 19 年 3 月 31 日（火）まで
契約終了日	令和 19 年 3 月 31 日（火）

(3) 業務規模

本業務の契約上限額は、次のとおりである。なお、下記金額を超えて見積りを行った場合は、失格とする。

4,244,630,000 円（消費税および地方消費税額を除く。）

参考として上記金額の内訳を別紙 1 に示す。

(4) 受託者の選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

2 参加に関する条件等

(1) 参加する者の構成

プロポーザルに参加する者の構成は次のとおりとする。

ア プロポーザルに参加する者は、複数の企業により構成される共同企業体とする。

(2) 参加する者に必要な要件に関する事項

ア 共同企業体に関する事項

(ア) 共同企業体の結成は、「イ」、「ウ」および「エ」に定める共同企業体の構成員の要件を満たす者による自主結成とする。

(イ) 構成員数は2者以上とする。

(ウ) 各構成員の出資比率は問わない。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(エ) 各構成員は、本業務において他の企業体の構成員となることができない。また中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合が構成員となる場合は、その組合員は他の企業体の構成員になることはできない。

(オ) 代表者は本業務委託のPPP代理人を専任で配置すること。

(カ) 代表者又は構成員は、要求水準書に定める条件を満たす統括責任者を専任で配置できること。なお、PPP代理人と統括責任者は兼務してもよいこととする。

イ 共同企業体の構成員に関する事項

構成員には、秋田市の管渠更生工事A級に登録されている者を1者以上含めること。

ウ 共同企業体の全ての構成員に必要な要件

(ア) 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に契約を締結する権限を有する営業所等を有していること。

(イ) 実施要領等の公表日から共同企業体参加資格審査申請書の提出締切日までの間において、秋田市の建設業者等級格付名簿又は測量等有資格業者名簿に登載されていること。ただし、測量等有資格業者を構成員とする場合は、土木関係建設コンサルタント業務下水道部門に登録されているものとする。

(ウ) 営業年数が6年以上あること。

(エ) 本業務を構成する一部の業務について元請としての業務実績があること。

(オ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (ハ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による営業停止期間中でないこと。
- (ニ) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (ホ) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められるものでないこと。
- (ヘ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (コ) 当該業務を行う構成員による実施体制に応じて、要求水準書に定める必要な業務責任者および業務従事者を配置することができること。

エ 業務責任者等および業務従事者の配置

- (ア) 受託者は、本業務の履行のために必要な人員を配置しなければならない。なお、各年度の 6 月 1 日から 9 月 30 日までの期間においては、2 班体制で住民対応業務等を実施しなければならない。
- (イ) 受託者は、本業務の契約について委託者と協議を行うとともに委託者から支払われた報酬を構成員へ分配するため、P P P 代理人を専任しなければならない。なお、P P P 代理人は以下の a の条件を満たす者でなければならない。
 - a 代表となる構成員と直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約の社員であり、かつ、入札参加資格確認申請日において引き続き 3 か月以上の雇用関係がある者
- (ウ) 受託者は、業務全体を一元的に統括管理するための統括責任者を 1 名専任しなければならない。また、統括責任者と P P P 代理人は、兼務してもよいこととするが、統括管理業務以外の業務責任者、管理技術者、照査技術者又は主任技術者との兼務は行ってはならない。なお、統括責任者は以下の a の条件を満たし、加えて b 又は c の条件を満たす者でなければならない。
 - a 当該業務を実施する構成員と直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約の社員であり、かつ、入札参加資格確認申請日において引き続き 3 か月以上の雇用関係がある者
 - b 建設業法第 27 条に基づく認定を受けた「1 級もしくは 2 級土木施工管理技士」、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 22 条の有資格者、地方共同法人日本下水道事業団の「下水道管理技術認定（管路施設）」の合格認定者、公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理総合技士」もしくは「下水道管路管理主任技士」の資格を

- 有する者又は技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 32 条に基づく登録を受けた「技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道）」の資格を有する者
- c 下水道管路施設の維持管理業務（調査、清掃又は管路の修繕に限る。）に関する 7 年以上の実務経験を有する者
- (エ) 受託者は、統括責任者を補佐するため、副統括責任者を必要に応じて配置することができる。副統括責任者は、業務に従事する者の技術上の指導監督を行うとともに、統括責任者の不在時にその業務を代行しなければならない。なお、副統括責任者は以下の条件を全て満たす者でなければならない。
- a 当該業務を実施する構成員と直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約がある者
 - b 建設業法第 27 条に基づく認定を受けた「1 級もしくは 2 級土木施工管理技士」、下水道法第 22 条の有資格者、地方共同法人日本下水道事業団の「下水道管理技術認定（管路施設）」の合格認定者、公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理総合技士」もしくは「下水道管路管理主任技士」の資格を有する者又は技術士法第 32 条に基づく登録を受けた「技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道）」の資格を有する者
 - c 下水道管路施設の維持管理業務（調査、清掃又は管路の修繕に限る。）に関する 5 年以上の実務経験を有する者
- (オ) 受託者は、修繕業務の実施においては、建設業法等の定めに従い、各構成員が必要な主任技術者を配置することとする。なお、配置技術者の専任要件等については、秋田市上下水道局下水道工事共通仕様書（令和 8 年 4 月 1 日以降適用）に定めるところによる。
- (カ) 受託者は、点検、調査等の現場作業を実施する場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者又は第 2 種酸素欠乏危険作業主任者の資格を有する者を 1 名以上現場に配置しなければならない。
- (キ) 受託者は、排水樋門樋管の法定点検の実施においては、以下に掲げる条件を満たす管理技術者を配置しなければならない。
- a 技術士（総合技術監理部門（河川、砂防及び海岸・海洋）又は建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））の資格を有する者
 - b 排水樋門樋管点検業務もしくは同種業務に従事した実績を有し、かつ、当該業務内容に良く精通していること又は同等の経歴を有すること。
- (ク) 受託者は、計画業務を実施する者として、以下に掲げる条件を満たす

管理技術者および照査技術者を配置しなければならない。ただし、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

a 管理技術者については、技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））の資格を有する者、照査技術者については、技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））の資格を有する者

b 管理技術者については、ストックマネジメント計画（長寿命化計画を含む。）の策定業務において管理技術者又は照査技術者として従事した経験を有すること。

(ケ) 受託者は、設計業務を実施する者として、以下に掲げる条件を満たす管理技術者および照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、そのほか高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。ただし、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。なお、管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならないとともに、主要な設計協議および現地調査に出席しなければならない。

a 技術士（総合技術監理部門（下水道）もしくは上下水道部門（下水道））、シビルコンサルティングマネージャー（下水道）又は建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 3 条第 1 号ロに該当するもの（下水道に限る。）のいずれかの資格を有する者

(コ) 配置する技術者の資格要件として、本書の別紙 2「配置技術者の資格要件」に示す。

(サ) 受託者は、配置する業務責任者および有資格者について、原則として継続して配置するものとする。ただし、退職、異動、疾病その他やむを得ない事由により変更が必要となった場合は、委託者の承認を得た上で、同等以上の資格、経験および能力を有する者を配置することができる。

オ 業務実施体制

参加者による構成例として、本実施要領の別紙 3「業務実施体制図(例)」に参考図を示す。

3 募集および選定等のスケジュール

(1) 参加者の募集および選定のスケジュール

スケジュールは以下のとおりであるが、変更する場合がある。

ア 実施要領等の公表 令和8年8月21日

イ 参加資格に関する質問の受付 令和8年8月21日から同年9月2日まで

ウ 参加資格に関する質問の回答 令和8年9月9日

エ 共同企業体参加資格審査申請書の受付 令和8年8月21日から同年9月16日まで

オ 第1次審査結果の通知 令和8年10月2日までに通知

カ 参加資格以外に関する質問の受付 令和8年10月2日から同年10月16日まで

キ 参加資格以外に関する質問の回答 令和8年10月29日

ク 提案書類の受付 令和8年10月2日から同年12月1日まで

ケ 業務提案のプレゼンテーション 後日日程通知

コ 受託候補者の決定 令和9年1月8日

サ 選考結果の通知および公表 令和9年1月28日までに通知、公表

(2) 情報の提供

実施要領（本紙）、要求水準書、様式集、基本契約書・年度協定（案）等は、局のホームページに掲示する。

4 参加資格等に関する質問の受付

(1) 質問内容の範囲および受付期間

質問は共同企業体参加資格審査申請書、提案書等の作成に関する質問に限るものとし、評価ならびに審査に係る質問は受け付けない。

受付期間 令和8年8月21日（金）午前9時から同年10月16日（金）午後5時まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

(2) 提出方法

質問の提出方法は、様式1又は様式2に記入の上、電子メールにより局に提出すること。なお、電子メールの件名は以下のとおりとし、提出者は電話によりメール着信の確認を行うこと。

ア 参加資格に関する質問における電子メールの件名

【包括】参加資格に関する質問（企業名）

イ 参加資格以外に関する質問における電子メールの件名

【包括】参加資格以外に関する質問（企業名）

(3) 質問の回答

参加資格等に関する質問の回答は、以下のとおり、局のホームページに掲示して行う。なお、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

ア 参加資格に関する質問の回答

令和8年9月9日（水）

イ 参加資格以外に関する質問の回答

令和8年10月29日（木）

5 第1次審査（共同企業体参加資格の審査）

(1) 受付期間

令和8年8月21日（金）午前9時から同年9月16日（水）午後5時まで
（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

(2) 提出方法

表一2 提出方法

提出方法	留意点
持参	・ 共同企業体の代表企業が持参すること。 ・ 持参するときは事前に連絡し、承諾を得ること。 ・ 受付期限までに持参すること。
郵送	・ 書留に限る。 ・ 受付期間内必着とする。

(3) 提出書類

表一3 第1次審査提出書類

様式	提出書類	部数
様式3	共同企業体参加資格審査申請書	1
様式4	共同企業体協定書	1
様式5	配置予定技術者調書	1
様式6	会社概要書	1
様式7	誓約書	1
様式8	暴力団排除に関する誓約書	1

(4) 第1次審査結果の通知

ア 第1次審査の結果は、局が令和8年10月2日（金）までに、代表企業代表者に第1次審査結果通知書にて通知する。

イ 第1次審査により参加資格がないとされた共同企業体は、提案書類を提出することができない。

ウ 参加資格がないとされた共同企業体は、局に対して参加資格がないと認めた理由について、令和8年10月2日（金）午前9時から同月13日（火）午後5時まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）に書面により説明を求めることができる。

6 第2次審査（提案書類の審査）

(1) 受付期間

令和8年10月2日（金）午前9時から同年12月1日（火）午後5時まで
（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

(2) 提出方法

表—4 提出方法

提出方法	留意点
持参	・ 共同企業体の代表企業が持参すること。 ・ 持参するときは事前に連絡し、承諾を得ること。 ・ 受付期限までに持参すること。
郵送	・ 書留に限る。 ・ 受付期間内必着とする。

(3) 提出書類

表—5 第2次審査提出書類

様式	提出書類	部数
様式9	提案書類提出書	1
様式10	業務提案書	1
様式11	業務実績調書	1
様式12	参考見積書	1

様式10「業務提案書」は、すべての項目について提案すること。なお、提案のない項目がある場合は、失格とする。

(4) 業務提案のプレゼンテーション

選定委員会において、次により業務提案についてのプレゼンテーションを実施する。なお、日程等詳細については、後日通知する。

ア 提出した業務提案書に基づきプレゼンテーションを行うこと。

イ プレゼンテーションの時間は20分、質疑応答は15分程度とする。

ウ 出席者は共同企業体の代表企業および代表企業以外の構成員より実務に従事する者2名から5名とする。

7 受託候補者の決定について

(1) 受託候補者の決定等

ア 選定委員会の設置

- (ア) 受託候補者選定のため、選定委員会を設置する。
- (イ) 選定委員会は、参加資格および提案書類の審査を行う。
- (ウ) 提案内容の評価は、技術評価点（450 点満点）と価格評価点（50 点満点）で評価し、その合計点を総合評価点（500 点満点）とする。
- (エ) 選定委員会は、最も評価点の高い者を受託候補者とし、次に高い評価点の者を次点者として選定する。ただし、最も評価点が高い者が複数となった場合は、これらの者のうち最も参考見積金額が低い者を受託候補者とし、次に参考見積金額が低い者を次点者とする。この場合において、参考見積金額が同じ場合は、参加者による「くじ引き」により受託候補者ならびに次点者を決定する。

イ 受託候補者決定までの流れ

受託候補者決定までの流れは、図—2「受託候補者の決定までの流れ」に示すとおりとする。

ウ 第1次審査および第2次審査

第1次審査は、参加資格要件を満たしているか否かについての審査とし、参加資格要件を満たしていない者は失格とする。

第2次審査の内容は、別紙4「表—1 評価項目および配点」に示すとおりとする。

なお、技術評価点の得点化方法はAからEまでの5段階評価により、審査項目別に得点を算出し、その合計点を評価点とする。評価点の得点化方法は、別紙4「表—2 技術評価点の得点化方法」に示すとおりとする。

(2) 参加者がいない場合の取扱い

参加者がいない場合は、局はその旨を速やかに局のホームページで公表する。

(3) 参加者が1者であった場合の取扱い

参加者が1者であった場合も、第1次審査および第2次審査を行い、受託候補者を選定する。

(4) 応募無効に関する事項

参加者に以下の行為があった場合は、当該参加者の応募を無効とする。

ア 受託候補者決定までの間に選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

イ 他の共同企業体と応募提案の内容又は応募意思について相談を行うこと。

8 選考結果の通知等

(1) 選考結果の通知および公表方法

選考結果は、受託候補者が決定した後、速やかに第2次審査参加者全員に通知する。また、受託候補者の選定過程の透明性を確保するために選考結果を局のホームページで公表する。

(2) 選考結果に関する説明の請求

選考結果については、令和9年1月28日(木)午前9時から2月4日(木)午後5時まで(土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。)に書面により説明を求めることができる。なお、他の参加者の選考結果に関する説明を求めることはできない。

9 契約手続

局は、受託候補者が提示した業務提案書および参考見積書を基に、受託候補者と本業務の実施方法について協議、調整等を行い、双方が合意の後、契約を締結する。ただし、受託候補者が次の事項に該当する場合はその提案を無効とし、次点者と交渉を行う。

- (1) 業務提案した内容に虚偽がある場合
- (2) 他の参加者に対して不当な行為をしたと認められる場合
- (3) 本実施要領に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (4) 受託候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- (5) その他の理由により本契約の締結が不可能となったとき。

10 その他

(1) 本業務の応募に伴う費用負担

本業務の応募に伴う費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 使用言語、単位等

公募型プロポーザルへの参加および本業務に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。また、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

(3) 書類の取扱い

ア 参加者が提出した書類の取扱い

(ア) 著作権

提案書類の著作権は、当該参加者に帰属する。ただし、本業務の公表その他の局が必要と認めたときは、局は提案書類の全部又は一部を無償で利用できる。この場合、参加者の技術ならびに商業上の知見は公表しない。

(イ) 提出書類の返却等

参加者からの提出書類は返却しない。また、提出した書類の修正、差替え又は再提出は、局が指示した場合を除き、認めない。

(ウ) 確認書類の提出

局は、提出書類の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の追加提出を求める場合がある。

(エ) 提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案書類を無効とする。

(オ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は参加者が負う。

イ 局が提供した書類の取扱い

局が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲内であっても、局の承諾を得ることなく、第三者にこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

(4) 応募の辞退

ア 参加者は、共同企業体参加資格審査申請書等の提出日以降、提案書類の提出期限日まで随時応募を辞退することができる。

イ 応募を辞退する場合は、令和8年9月16日（水）午後5時までに辞退

届（様式 13）を局に提出すること。なお、提出方法は持参するものとし、その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、委任状（様式任意）を併せて持参すること。

(5) 問合せおよび各書類の提出先

問合せおよび各書類の提出先は、次に示すとおりとする。

〒010-0945

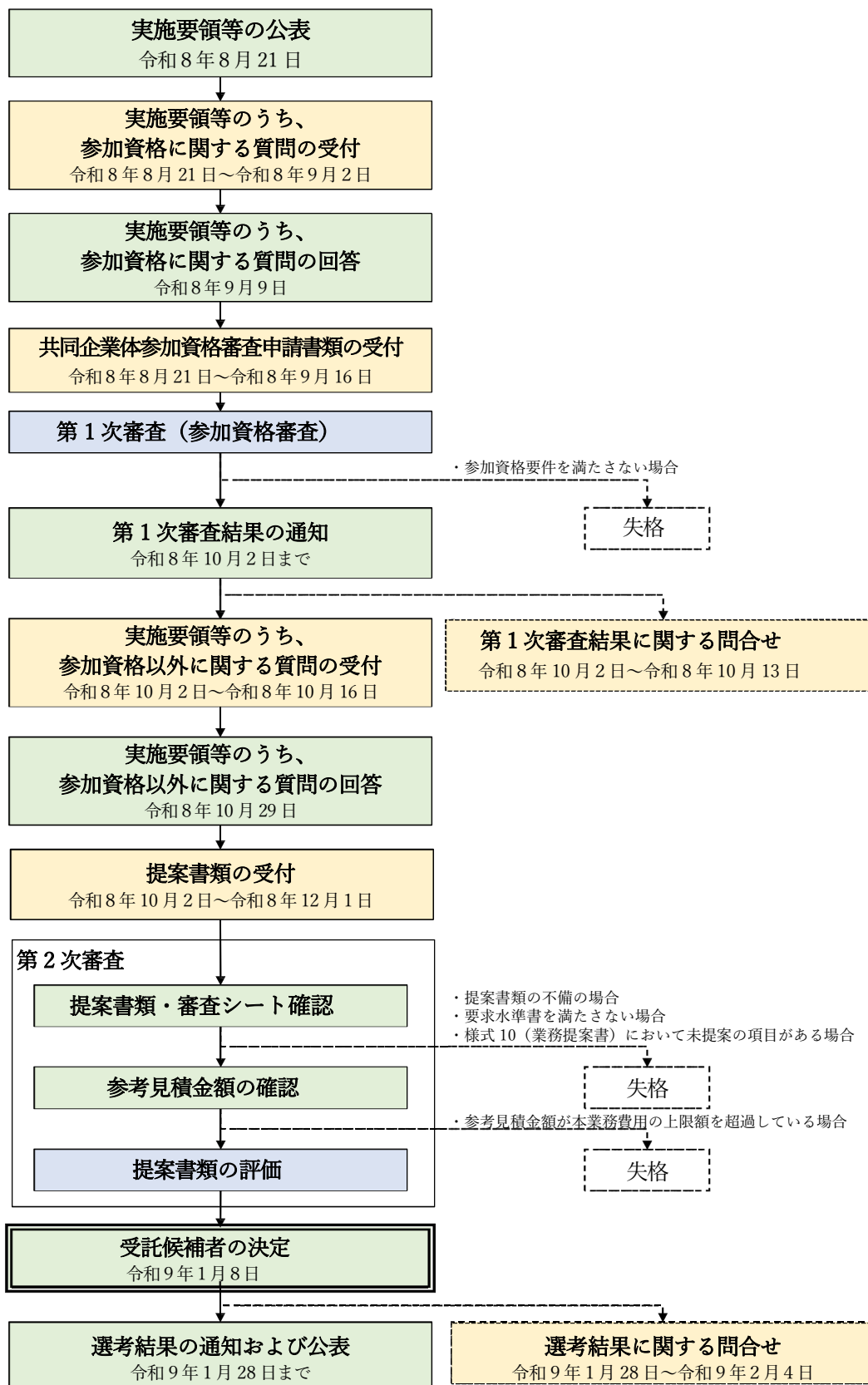
秋田県秋田市川尻みよし町 14-8

秋田市上下水道局下水道整備課

電 話 018-864-1455

F A X 018-864-1456

電子メール ro-swcs@city.akita.lg.jp



図ー2 受託候補者の決定までの流れ

別紙 1 本業務の契約上限額内訳

本業務の契約上限額内訳を以下に示す。

なお、参考として内訳金額を示すものであり、各費用区分において上限額を設定するものではない。

費用区分	内訳金額（消費税および地方消費税額を除く）
維持管理等業務	3,375,260,000 円
計画業務	88,020,000 円
設計業務	637,000,000 円
統括管理業務	144,350,000 円
合 計	4,244,630,000 円

別紙2 配置技術者の資格要件

1 業務責任者

各業務の業務責任者は、以下の表に示すいずれかの資格を有する者を配置しなければならない。なお、業務責任者は、他の業務の業務責任者、管理技術者、照査技術者又は主任技術者と兼務可能とする。ただし、統括管理業務の業務責任者（統括責任者）は、他業務の業務責任者、管理技術者、照査技術者又は主任技術者と兼務することはできない。

業務			資格												
大分類	中分類		必要人数（人）	技術士（総合技術監理部門（下水道））	技術士（上下水道部門（下水道））	技術士（総合技術監理部門（河川、砂防及び海岸・海洋））	技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））	R C C M（下水道）	下水道管路管理総合技士	下水道管路管理主任技士	1級土木施工管理技士	2級土木施工管理技士	1級・2級造園施工管理技士	下水道法第22条の有資格者	下水道管理技術認定（管路施設）
維持管理業務	・点検業務（マンホール等）	1	○	○			○	○	○	○	○			○	
	・点検業務（排水樋門樋管）	1	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		
	・調査業務	1	○	○			○	○	○	○	○			○	
	・管きよ維持管理業務	1	○	○			○	○	○	○	○			○	
	・草刈業務	1													

業務		必要人数(人)	資格											
大分類	中分類		技術士(総合技術監理部門(下水道))	技術士(上下水道部門(下水道))	技術士(総合技術監理部門(河川、砂防及び海岸・海洋))	技術士(建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋))	R C C M(下水道)	下水道管路管理総合技士	下水道管路管理主任技士	1級土木施工管理技士	2級土木施工管理技士	1級・2級造園施工管理技士	下水道法第22条の有資格者	下水道管理技術認定(管路施設)
問題解決業務	・雨天時放流水質調査業務	1	○	○			○	○	○					
住民対応業務	・通報初動対応業務	1	○	○			○	○	○	○	○			
	・非常時緊急対応業務	1	○	○			○	○	○	○	○			
統括管理業務	・一元管理業務	1	○	○				○	○	○	○		○	○
	・データ管理業務	1	○	○				○	○	○	○		○	○

※ ○：丸印がついている項目のいずれかの資格が必要

●：業務責任者は通常点検を実施する(法定点検は管理技術者が実施する)。

2 管理技術者

各業務の管理技術者は、以下の表に示すいずれかの資格を有する者を配置しなければならない。なお、同一人が各業務の管理技術者を兼務することはできるが、同一業務の管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。

業務			資格										
大分類	中分類		技術士（総合技術監理部門（下水道））	技術士（上下水道部門（下水道））	技術士（総合技術監理部門（河川、砂防及び海岸・海洋））	技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））	R C C M（下水道）	下水道管路管理総合技士	下水道管路管理主任技士	1級土木施工管理技士	2級土木施工管理技士	1級・2級造園施工管理技士	建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当するもの（下水道に限る）
維持管理業務	・点検業務（排水樋門樋管）				○	○							
計画業務	・ストックマネジメント計画見直し業務	1	○	○									
設計業務	・詳細設計業務	1	○	○			○						○

※ ○：丸印がついている項目のいずれかの資格が必要

3 照査技術者

各業務の照査技術者は、以下の表に示すいずれかの資格を有する者を配置しなければならない。なお、同一人が各業務の照査技術者を兼務することはできるが、同一業務の管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。

業務			資格										
大分類	中分類		技術士（総合技術監理部門（下水道））	技術士（上下水道部門（下水道））	技術士（総合技術監理部門（河川、砂防及び海岸・海洋））	技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））	R C C M（下水道）	下水道管路管理総合技士	下水道管路管理主任技士	1級土木施工管理技士	2級土木施工管理技士	1級・2級造園施工管理技士	建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当するもの（下水道に限る）
計画業務	・ストックマネジメント計画見直し業務	1	○	○									
設計業務	・詳細設計業務	1	○	○			○						○

※ ○：丸印がついている項目のいずれかの資格が必要

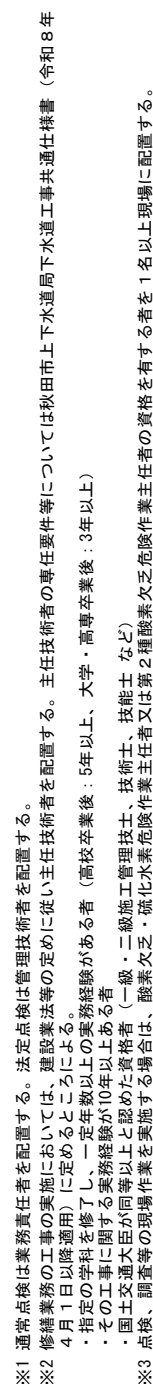
4 主任技術者

各業務の主任技術者は、以下の表に示すいずれかの資格を有する者を配置しなければならない。なお、主任技術者は、業務責任者、管理技術者又は照査技術者と兼務可能とする。

業務		必要人数（人）	資格											
大分類	中分類		技術士（総合技術監理部門（下水道））	技術士（上下水道部門（下水道））	技術士（総合技術監理部門（河川、砂防及び海岸・海洋））	技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））	R C C M（下水道）	下水道管路管理総合技士	下水道管路管理主任技士	1級土木施工管理技士	2級土木施工管理技士	1級・2級造園施工管理技士	下水道法第22条の有資格者	下水道管理技術認定（管路施設）
修繕業務	・緊急修繕（小破修繕）業務	1	○	○						○	○			
	・計画的修繕業務	1	○	○						○	○			

- 5 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者又は第2種酸素欠乏危険作業主任者
点検、調査等の現場作業を実施する場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者又は第2種酸素欠乏危険作業主任者の資格を有する者を1名以上現場に配置しなければならない。
- 6 修繕業務の配置技術者
修繕業務の工事の実施においては、建設業法等の定めに従い、主任技術者を配置することとする。なお、配置技術者の専任要件等については、秋田市上下水道局下水道工事共通仕様書（令和8年4月1日以降適用）に定めるところによる。

[illegible]



別紙 4 企画・技術提案評価項目および基準

表—1 評価項目および配点

評価項目		評価の着眼点	配点
大項目	中項目		
業務実績 (25点/500点)	業務実績	本市における下水道管路維持管理業務の受注実績を基に、業務内容および地域特性への精通度が確認できるか。	25点
業務全般 (90点/500点)	業務実施体制	・本業務に必要な企業の配置（協力企業を含む。）および多岐にわたる各業務における横断的な業務実施体制が示されているか。 ・本業務に必要な人員の配置計画および資機材の配備計画が示されているか。 ・局との間および共同企業体内における情報共有体制が示されているか。 ・業務の効率化や高度化を図るための、I C T・D Xの活用方策が示されているか。	25点
	地域経済・地域振興	・地域振興を目的とした、共同企業体以外も含めた柔軟な業務運用が示されているか。 ・地元企業を活用した業務実施体制が具体的に示されているか。 ・地元雇用を優先した業務実施体制が具体的に示されているか。	30点
	危機管理・安全対策	・異常時・緊急時における人員配備計画および緊急連絡体制が具体的かつ実効性のあるものとして示されているか。 ・現場からの支援要請に対して、迅速かつ的確に対応できる組織的なバックアップ体制が構築されているか。 ・酸素欠乏等の危険作業対策、熱中症対策および感染症対策について、業務特性を踏まえた適切な安全対策が示されているか。	25点
	教育・研修	・管理技術や管理レベルの均質化を図るための、業務マニュアルの作成方針および内容が示されているか。 ・本業務に必要な知識・技能を確保するた	10点

評価項目		評価の着眼点	配点
大項目	中項目		
		め、業務従事者に対する教育・研修内容が、業務内容に応じて適切に示されているか。 ・技術の向上および継承を目的とした教育・研修の取組が、計画的に示されているか。 ・局職員も一体となって実施する内容（BCPへの対応、委託者・受託者一体となった訓練など）となっているか。	
各業務 (335点/500点)	維持管理業務	・局および関係者との効率的な情報共有体制ならびに要求水準書に示された各業務を確実に実施するための業務推進体制および実施方法(業務マニュアルの整備およびモニタリングへの対応を含む。)が示されているか。 ・要求水準未達となるリスクの把握および未達防止策ならびに未達が生じた場合の対応方針について、業務特性を踏まえた実効性のある対策が示されているか。 ・維持管理業務と更新業務を一体的に実施する包括委託の特性を踏まえ、その利点を活かした有効な業務遂行方法および課題への対応策が示されているか。 ・本業務で得られる維持管理情報を更新計画案の作成へ活用するために、情報の収集から分析までを実現性の高い手法で実施する提案が示されているか。	60点

評価項目		評価の着眼点	配点
大項目	中項目		
	修繕業務	・地域住民からの通報や巡視・点検等により不具合を把握した場合において、迅速かつ的確に応急処置又は小破修繕を実施するための体制および対応方法が、具体的かつ実効性をもって示されているか。 ・舗装補修、下水道小破修繕等の各修繕について、修繕内容および規模（1件当たり200万円未満）を踏まえた合理的かつ効率的な施工方法ならびに施工品質を確保するための考え方や工夫が示されているか。 ・精算対象業務であることを踏まえ、修繕の見積りおよび根拠資料の作成、委託者との合意形成、修繕費の妥当性および透明性の確保ならびに修繕着手から完了までの書類作成・提出および変更対応を確実に円滑に実施するための管理方法や工夫が具体的に示されているか。	30点
	問題解決業務	・本業務の目的および法令・基準を十分に理解したうえで、対象降雨の把握から採水、分析、解析、報告に至る一連の調査について、確実な実施計画および体制が示されているか。 ・放流水質の把握および汚濁負荷量の算定に当たり、要求水準を満たすとともに、データの信頼性を確保するための工夫が示されているか。 ・降雨時および夜間・休日における出動体制、調査員の安全確保ならびに災害防止対策について、実効性のある対応方法が示されているか。	30点
	住民対応業務	・下水道管路施設の不具合把握から報告に至る一連の初動対応を、迅速かつ適切に実施するための体制および方法が示されているか。	20点

評価項目		評価の着眼点	配点
大項目	中項目		
		・現地対応における判断、安全管理および地域住民への説明を、実務的に行うための工夫が示されているか。 ・災害発生時における夜間・休日を含めた対応体制、二次災害防止措置および要請への対応方針が、実効性をもって示されているか。	
	計画業務	・本委託で得られた結果や既存資料に基づき、リスク評価や計画検討に必要な施設情報を、正確に収集・整理・分析するための手法が示されているか。 ・施設の劣化状況や現行計画との整合を踏まえ、修繕・改築の優先順位、対策範囲、手法、時期および概算費用を合理的に検討するための手順と工夫が示されているか。 ・修繕・改築計画の策定に当たり、委託者との協議を経て更新計画案を確実に反映させるための、進め方や調整方法が示されているか。	50点
	設計業務	・既存資料やテレビカメラ調査結果等を活用し、管路の劣化状況、地下埋設物、地盤条件等の設計に必要な基礎情報を的確に把握・整理する手法が示されているか。 ・健全度、流下能力および耐震性能の評価を踏まえ、現地条件に適合した経済的かつ施工性・耐久性に優れた工法を選定するための考え方および検討手順が示されているか。 ・工法の検討結果および概算費用を考慮し、予算上限額の範囲内で効果的に実施設計対象路線を抽出するための考え方および選定手順が示されているか。 ・設計計画、各種計算書、構造図および概算費用の整合性を確認する照査手順や品質管理方法が示されているか。	50点

評価項目		評価の着眼点	配点
大項目	中項目		
	統括管理業務	(1) 一元管理業務 ・個別業務を統括し、全体を効率的かつ安定的に実施するための業務推進体制が示されているか。 ・各業務の進捗管理、課題への是正措置および関連機関との協議・調整方法が示されているか。 ・月次・年次の業務実施状況について、各計画書との照合および報告の手順が示されているか。 ・要求水準未達時における改善計画の作成・提出および再提出に至るまでの対応手順が示されているか。 ・維持管理で得られた知見を更新計画案へ反映し、月例報告会で協議を行うための仕組みが示されているか。 ・各業務の課題を最終年度内に整理し、次年度計画やストックマネジメント計画の見直しに活用する方法が示されているか。 (2) データ管理業務 ・下水道管路施設の維持管理情報や整備・改築内容を、正確かつ確実に台帳へ反映するための実施体制および作業方法が示されているか。 ・出力した下水道台帳（紙ベース）への手書き記載について、正確性および一貫性を確保するための確認方法ならびに資料を整理するための工夫が示されているか。 ・下水道管路台帳システムへの反映に向けた、局職員とのデータ形式の調整や協議の方法が示されているか。	95点

評価項目		評価の着眼点	配点	
大項目	中項目			
業務費用 (50点/500点)		様式12の合計見積金額により下表のとおり加点する。	50点	
		本業務費用上限額と同額以下		0点
		本業務費用上限額の98%以下		10点
		本業務費用上限額の96%以下		20点
		本業務費用上限額の94%以下		30点
		本業務費用上限額の92%以下		40点
		本業務費用上限額の90%以下		50点
			500点	

表一 2 技術評価点の得点化方法

評価	判断基準	得点化方法
A	効率的・効果的に業務を実施するための特に優れた提案がなされている	配点×1
B	効率的・効果的に業務を実施するための優れた提案がなされている	配点×3/4
C	効率的・効果的に業務を実施するための提案がなされている	配点×2/4
D	業務を実施するための提案がなされている	配点×1/4
E	業務を実施するための提案がなされているが具体性に乏しい	配点×0